

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月にAに採用され、平成○年○月○日付けでBに配置換えとなり、施設の警備、帳簿管理等の業務に従事していた。

請求人の申し立てによると、同年○月○日、B正面入口の潜り戸の敷居をまたぐ際、右足がつまずき右膝を痛めた（以下「本件事故」という。）ことから、C外科内科に受診し「右膝関節捻挫、右膝半月板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断されたとしている。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件事故をきっかけに、右膝を悪化したと主張するので、以下検討する。

(1) まず、請求人の右膝の疼痛について見るに、請求人は、聴取において要旨、本件事故前の平成○年○月頃から同年○月頃にかけて、右ふくらはぎが引きつる状態が何度かあり、同年○月頃からは右下肢のふくらはぎから膝の裏側がパンパンに腫れ、痛みが生ずるようになった。また、同年○月○日には、別の交通事故により受診したC外科内科において、右膝に水が溜まっている旨の診断を受けたと述べている。なお、同病院のD医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、請求人に対し、同年○月○日に右膝水腫と説明したと述べているところである。これらのことから、請求人の右膝の痛みは、本件事故以前からあったことが認められる。

(2) また、請求人の右膝半月板損傷について、E医師及びF医師は、いずれもその意見書において、請求人の右膝半月板損傷を認めるものの、本件事故との関連性については不明である旨述べていることが認められる。

(3) 加えて、本件事故を現認した者はおらず、請求人自身も敷居につまずいた際の具体的な状況については、記憶にないと述べていることが認められる。

(4) 以上を総合すると、請求人の右膝の疼痛等の症状は本件事故以前から既にその症状が現れていたことが認められ、E医師が「右膝痛の主原因は右変形性膝関節症によるものと思われる。」との意見を述べていることに鑑みると、請求人の右膝の疼痛等は基礎疾患が有力な原因であると考えるのが相当である。

したがって、当審査会は本件事故と本件傷病との間には相当因果関係はないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。